

12月9日(2日目)

1. 開議並かに散会時刻(自午前10時～至午前11時48分)

2. 応招議員は次のとおりである。

1番 伊保清安	2番 天久盛雄
3番 石川真六	4番 度名喜庸仁
5番 官里敏行	6番 瑞々賢朝村
7番 比嘉盛栄	8番 又吉正弘
9番 棚原憲信	10番 稻嶺正康
11番 安次富盛信	12番 大川昇
13番 知名朝司	14番 崎間正篤
15番 仲村春仁	16番 武島行男
17番 佐喜真弘	18番 比嘉義定
19番 宮城盛昌	20番 伊佐徳次郎
21番 仲村盛光	22番 古波蔵清次郎

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員はなし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長 島袋全一 助役 沢岷安一  
総務課長 吳屋好永

教育委員会会計係 知花 栄幸  
中部連合教育委員会次長 当真 嗣次

7. 議会事務局職員の出席者は次のとおりである。

事務局長 末吉 健男  
書記 島袋 真由

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議案第81号 宜野湾区教育  
委員会報酬及び費用弁  
償の額並びにその支給  
方法を定める規則の一  
部改正について。

日程第3. 議案第79号 宜野湾区教育  
委員会職員並びに雇よう  
人の給料及び旅費諸  
手当に関する規則の一部  
改正について。

日程第4. 議案第78号 1968年度宜野  
湾教育区才入才出補正  
予算

日程第5. 議案第20号 宜野湾区教育  
委員会体育指導委員設置  
規則について。

議長～定足数に達してありませんので、早急から本日の会議を開きます。(午後10時)

議長 暫く休憩いたします。(10:00)

〃 再開いたします。(10:05)

〃 日程第1. 諸般の報告を致します。

〃 暫く休憩いたします。(10:05)

〃 再開いたします。(10:06)

〃 日程第2. 議案第81号 宜野湾区教育委員会報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法を定める規則の一部改正について 並びに 日程第3. 議案第79号 宜野湾区教育委員会職員並びに雇庸人の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正について 並びに 日程第4. 議案第78号 1968年 宜野湾教育区才入才出補正予算以上が総務委員会に付託してあります。総務委員長の報告を求めます。

〃 暫く休憩いたします。(10:08)



議長 再開いたします。(10:15)

総務  
委員長 審査の過程について御報告申  
し上げます。去つた9日の本会  
議に於いて総務委員会に付  
託されました。暫く教育委員の  
方々が留守しておられた関  
係で審査期間は10日位あり  
ましたけれども実際の審査  
する期間が7日と8日2日間  
に限定されました私どもと致  
しましてもその期間内に於け  
る審査については充分~~極~~努力  
した積りではございませうか限ら  
れた期間内でございませうか  
あるいは又問題が出るかも知  
れませぬのでよろしくお願い致  
したいと思ひます。

結論から申しまして本議案は  
否決すべきかと委員会としては  
結論付けております。と申し上  
げますのは本案件は去つた中部  
の財政研究会に於いて文教局  
総務部長の見解で区委員会  
で規則を設定すれば期未手  
当の議員同様に支給出来る  
んだと言つた様な事と更に中  
央教育委員会の委員の方々が  
期未手当をめぐつてゐるので

当然、地方区の教育委員もそれ  
に準いておられる」と言った様  
な考え方でこの改正案を出し  
たと言う様な事でございます。  
すけれどもこの原案の中で言  
う教育委員会法、第23条の法  
的見解につきまして委員会と  
して焦点を絞って検討を  
加えた訳でございます。  
そこで地方課の見解、文教局  
に対して更に照会致しました  
し、又、中部の自治研究会に  
於いては、この問題が結論  
になり検討された様でございます。  
まして、それらの見解から現  
行法の範囲内では支給出  
来ないと言う確たる見解を  
受けています。そういった様な  
観点に立ちまして教育委員会  
が提案してあるところのこの  
法23条に基づいて支給する  
と言う事については、合法性が  
ないんだ」と言う断定を下した  
訳でございます。従いまして  
現行法の範囲内におきまし  
ては支給することは好しくな  
いと言う結論を出して決定  
をした様な訳でございます。



議長 本案に対する質疑を許します。

12番 議案第81号を提出しました基本問題でありますので市長にお伺いします。

総務委員会の決定の理由の中にさしやる角度から検討しても支給出来る根拠はない従って現行法の範囲内では妥当ではないと否決の理由として挙げられています。私の調べたところでは現行法では何等支給出来る根拠はないという風に見解をしております。そこで委員長の報告をみますと地方課あたりの指導も受けたけれども地方課としてもこの年額支給は現行法の範囲内では支給すべきではないかかそうすることは出来ないという風な見解に立っている様な事でございますが市長としてこの議案を議案会に提案した理由根拠について御説明をお願いしたいと思っております。

市長 説明申し上げます。本案につきましては、私の方では政府地方

課 或いは文教局等も充分伺い  
まして文教局と地方課との見解  
が非常に違っておりまして私と  
してこれは教育法にないもの  
だから支給出来ないものとし  
ております。けれども委員会が  
これを提出しましてこれをその  
まま市長として委員会に出来  
ないんた」とする訳にはいかな  
かった訳でございます。これは  
今の法規は委員会との問題  
の法規は非常にあいまいでござ  
いまして当初予算におきま  
しても委員会から委員会の分担  
金が委員会と市長と調整して  
議会にかけるという事になって  
おります。それから若し委員会と  
市長との間に調整出来ない  
場合は意見書をつけて議会  
に提出すると言う事になってお  
りまして今回のものに付きまして  
は、私に自信はない訳であり  
ますけれども委員会から提出された旨  
議会によって規定されたべきもの  
であるので提出をした訳で  
あります。それで今総務委員長の  
決定については私もそれで然  
りであると考えております。



- 議長 暫く休憩いたします。(10:22)
- ク 再開いたします。(10:25)
- ク 本案につきましては、質疑もつきた様でありますので、質疑を終り討論に入ります。
- ク 討論を省略して表決に移りたいと思いませんか。異議をいしませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- ク 異議をいしませんので、討論を省略し表決に移ります。  
議案第89号 宜野湾区教育委員会報酬の費用弁償の額並かにその支給方法を定める規則の一部改正については、委員会の案通り決定する事に御異議をいしませんか。
- (異議なしと呼ぶ)
- ク 異議をいしませんので、決定致します。
- ク 暫く休憩いたします。(10:26)



議長	再開いたします。(10:29)
ク	日程第3議案第77号宜野湾区教育委員会職員並に雇庸人の給料及び旅費諸手当に関する規則の一部改正について議題と致します。総務常任委員長の報告を求めます。
総務 委員長	本議案につきましては、去った本会議の質疑の段階に於いて委員会の方々からの説明がありました様にまた半年も改正されてからなれない現段階に於いて何故改正せねばならないかと言った様な質問に対しましては、予算編成の時期が役所の一般会計の予算編成とのずれがあったために役所職員並の予算が計上することが出来なかったと言ったのが一つ、もう一つは提案理由の中にも示されております様に経済変動に順応して、私共総務委員会の審査の過程におきましてはこの規則が改正されたのは去った定例会であります。しかも10月1日からの逆のほって支給するんだと適用

するんだ"という附則がありますけ  
れどもそうなりますと 7月、8月、9月  
3ヶ月間で改正するんだ"という様  
な形にたす訳であります。一般に  
そういう風に年度内に於いてしか  
も庶務的支出が改正されると  
言った事に対して余りにも好  
しくないんだ"という見解は立  
つてはありますもののやはり凡ゆる  
る角度から検討した場合現行  
の月額30カルという事は実質的  
支給額ではたないんだ"と既に実  
質的支給額は40カル余りに  
なっている様であります。又上  
の方は今度の改正しましても  
60カル内外だ"という風に我  
々審査の過程でそうしますと  
上の80カルという事は余り  
にも現実性に欠けていると言  
う事と下の場合も実質的た  
支給とは大分較差があると言  
った様な事で実質支給の枠  
が妥当だ"と言った様な考へ方に  
立ちましての原案の月額30  
カル乃至80カル以内とある  
のを縮めまして80カルと70カ  
ル以内という風に一部修正  
しまして可決すべきものと決  
定した訳でございます。以上



簡単にこの報告申し上げましたけれども質疑にお答えしたいと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

8番 今先の総務委員長の説明でわかりましたか年度途中即ち当初予算より僅か6ヶ月しか経過してありませんか半年前の見通しを得たかたと言う事は全く好ましいあり方ではございません。そこでどう言った理由かこの当初の計画が狂ったのであるか。それと現行規則の55カルを上回る職員5条の現行規則の55カルを上回って支給しなければいけない者は何名いるかどう言った雇庸人であるか説明を願います。

総務委員 成程ご指摘の通り当然当初である程度見通しのゆえに予算措置を講おつてまいりましたけれども先程が申し上げました様に教育委員会の予算を勧告或いはこの案が改正するためにかけた時期に於いては、本年度に於いては、この



線で行こうと言う考え方に立って  
一応起案して議会に提案し  
たと言うことになっておりますけれ  
どもその後役所職員の給料支  
給職員の給料支給の条例が  
改正されて当初起案した  
ところのこの条例と同じ事務職  
にあるところの役所職員との  
給料との差額がその後発生  
したと言う事でこれは当然役  
所職員並の待遇を与える  
べきだと言う様な観点に立  
って一応3ヶ月の間しか経  
過してない10月1日から改  
正して役所職員並に支給す  
ると言った様な考え方に変わった  
様であります。これが一つそれ  
がかどう言った職種の種類が  
現行給与枠の範囲内では出  
来ないかとうかと言った様なこ  
質問でありますかこれにつきま  
しては栄養士が現在その従  
来の枠内であるそうでありま  
すか今度8トルマッポする為  
にこの枠内を引き上げる  
これは使丁の永年勤続者で  
ある様であります。普天間中校  
の使丁で10年余りの長い勤  
続者と言う事で現在支給され

ているのか 50 円 だそうです  
後 8 円アップ 58 円 支給する  
と その為 と言う理由で その  
枠を 設定した 様 でしょうか  
です。

8 番 今先の説明では 使丁と 栄  
養士 ですか。 栄養士 の場  
合は 才 条 に 規定 されて あり  
ますか 委員会 事務局 職員 並  
に と言う 事 になって おりますか  
これは どう 言った 様な 事 ですか。

総務 栄養士 は この 枠 とは 別 箇 だ  
委員 長 そう でしょうか。 あくまで 職  
員 並 の 待遇 を 与 える と言う 事  
で あります ので 別 箇 に なる 様  
で あります。 これは あくまで  
使丁 事務 補助 員 その 他 雇 傭 人  
で あります。

8 番 今先の説明では 本予算の時に  
於いては 役所 職員 の 給与 体  
系 が 充分 解 分 ない ので この  
様な 改正 になった と言う 様な  
ご 答 弁 でしょうか。 結  
局 そう 言えば 来 年 翌 々 年 即  
ち 毎 年 の 様 に この 様 に 会計  
年 度 途 中 で 条 例 を 改正 した



いと言う考え方にも成立つ訳ですか。その点、今後はどう言、下様な考え方を持っておられるかお聞きなされたかというか。

総務  
委員長

これについてははっきり委員会の考え方は聞いておりません。しかしながら私共の審査の過程におきましてこのひんばんに規則を改正すると言う事は好ましくないけれどもたしかかと言、てこの原案のとおりアップしても58フルしか支給しないのに80フルの枠を設定すると言う事に又問題があるんじゃないかと言う事はおっしゃる様にそれだけの枠を持ってあげれば或いは予算措置で可能であります。しかしそれだけの枠を持つと言う事にすれば雇庸人側から言わすと80フル迄は我々は待遇は受け分れるんだと言う様な考え方に立つとそれは困るんじゃないかとですかこの問題については実質的の支給額をある程度設定すべきではないかと言った様な事の上を10フル縮めてそれでおお58フルから



すると12カ、13カ位の余裕  
がある訳であります。ですか  
その7人のところは今後の経済  
変動あるいは役所職員の待遇  
の変動等に左右されていくん  
じやないかと言う風に私達み  
ている訳であります。

議長 暫く休憩いたします。(10:46)

〃 再開いたします。(10:46)

〃 本案につきましては質疑を終り  
たいと思っておりますが、異議  
ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 異議ございませんので、質  
疑を終りまして委員長報告を  
終了します。

〃 本案に対する討論を求めます。  
討論を省略したいと思いま  
すか、異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

〃 異議ございませんので、討論

を省略することに致します。議案第79号宜野湾区教育委員会職員並かに雇庸人の給料等旅費諸手当に関する規則の一部改正についてを表決に付します。委員会の修正した案通り可決することにご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 ご異議ございませんのでさよう決定致しました。

〃 暫く休憩いたします。(10:48)

〃 再開いたします。(10:49)

〃 次は日程第9議案第78号を議題と致します。総務常任委員長の報告を求めます。

総務委員長 説明申し上げます。議案第81号の否決に伴ないまして一部修正した訳であります。修正した支出額の550万円につきましていかに重点的にはめるかと言った様な面に少し検討を加えたのであります。その結果報告書の修正の部分にあります。

様に幼稚園費の中の管理費その  
の中の需要費に200カル増額し  
てございます。その理由は審査  
の過程に於きまして水道光熱  
費はどうなっているかという質  
問に對しましてそれについて  
この予算編成の時点に於いて  
感いなかったと必要があるかの  
問題につきましては当然小学校  
とは別個の機関になっており  
ますので"必要だ"と言う事で  
ございましたので。その550カル  
の中かかると200カルが一応光熱  
費にあててございます。更に残  
った350カルにつきましては、雑  
入の8,239カル。これは別途会  
計の積立金でございます。こ  
れは積立の趣旨がか致しまし  
て一般の為に繰入れする場  
合にあくまで基本施設にあ  
てると基本施設以外にはあて  
ざいかんと言った様な規制  
条文がある様でございまして  
この趣旨を生かす為に出来  
るだけこの積立金はそのままお  
いておいてこれがかかるところ  
の校地の解決の問題或いは  
その他学校の基本施設  
の問題が次々出てくる前提



に並ぶように出来るが、それからは最少限度に繰出~~る~~すんだ」と言う様な考え方に立上りして一応350万を減額にした訳でございいます。以上が修正した部分でございいます。その他の項目につきましては相当検討を加えておりますのでこの面につきましては質疑にお答えしたいと思っております。

議長 本案に対する質疑を許します。

〃 暫く休憩いたします。(11:17)

〃 再開いたします。(11:17)

る春 委員長にお伺い致します。幼稚園の設置が出ている訳でありますか。予算を組む当時か幼稚園が設置されるであろうと言う説明があったんですか。どうして年度初めで予算は設定しなかったんですか。又当時幼稚園が設置される予定で予備費を多くとっておくと言う事があったんですか。この関係はどうなっているか。何故年度途中で新しい項目

が出てきたのではありませんか。この理由の説明を願ひ度い。

総務  
委員長

おっしゃる様に年度当初に於いて幼稚園の問題は議会でも問題になった事を私は記憶しております。何故当初予算で予算措置をしなかつた理由につきましては確たる説明を聞いておりません。又充分幼稚園の認可の問題があったかどうか。その点については会計係からいって申し上げますので後で説明致します。

石点目の予備費の問題であります。これも委員会の審査の過程において何故あれだけ予備費はもっておるのに敢えて支出金から支出をしなかつたかどうかが言う事につきましては今度校地の問題が現行年度に~~二~~おいて改正増額しなればならぬ様な状況下にある様であります。と申し上げますのは今度借貸安定法の改正の時期だと言う様な事があります。来年の石月項迄には改

正する見通しに立っている様  
あります。そうしますと年度途中  
に於いて今借地しておりますと  
ころの校地の借地料支払い  
が出てくると言う事で一応  
予備費はそのままにしてある様  
でございいます。

議長 暫く休憩いたします。(11:10)

〃 再開いたします。(11:15)

8番 幼稚園費の問題について一点  
又委員会のとった処置はまこ  
とにりはたものであると思  
っております。しかしながら当初  
予算が管理費を減らしそして  
建築費用を増やした処置に  
対してはりはたものであると思  
いますか。当初この予算を提  
出する場合に考えてみた場合  
に計画性がた様な感を受け  
るのでありますか。管理費の場  
合にたいこにどう言ったとこ  
う言った様な違いが出たの  
かこのへんもう少し具体的  
に説明願います。

総務 需要費の中に300万の増額致し



まして 307 千ルにしてあります。この 107 千ルの原案では消耗品その他と言う事になっておりまして特に細租園の園児に対する水道飲み水、手洗、そう言った様なものが考慮してなかったとそれはお話の中ではどうせ小学校の附属たかか小学校の施設を使うんだかか小学校にあるところの光熱水費をあてていいんじゃないかと言った様な考え方であった様でございいますか。しかしながら委員会と致しましては、別個な機関でありますし、当然必要なく、たかかかする光熱水費は当然計上して然るべきだと言う様な考え方に立ちましてこの 300 千ル光熱水費にあててあります。

議長 外に質疑もない様でありますので質疑を終りたいと思っておりますが、異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

異議ございませんので質疑を終り委員長報告も終了です。

議長 本案に対する討論を求めます。討論も省略したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

ク ご異議ございませんので、討論を省略し、1968年度宜野湾区教育委員会入才出神正予算についてを表決に附します。原案を一部修正した委員会案通り可決することに、ご異議ございませんか。

ク ご異議 ~~お~~ ございませんので、さよう決定を致します。

ク 日程第5議案第80号宜野湾区教育委員会体育指導員設置規則については、先の本会議で総務常任委員会に付託してありましたが、報告書が参っております。事務局長をして朗読致します。

ク 暫く休憩いたします。(11:20)

ク 再開いたします。(11:21)

議長	総務常任委員長の報告を求めます。
総務 委員長	本議案に対する審査のこの報告を 申し上げます。折角総務委員会 に付託され審査を致しましたが、 本会議に返戻したと言う事は 大変恐縮致しております。この 理由につきましては、去った本会議 に於いて相当問題になってあり ましたところの八条の中の三項体 育指導委員の給料その他これ に類するものの支給を受けな いか手当及び職務を行うた めに要する費用の弁償を受け ると言う事がございしますが、そ のなかでは、はっきりした支給基準 がないと言う事と、又出張する 場合にの費用弁償が現在ま で支給されてないし、又この 基準についても全然はっきり した根拠をもっていないと言 った様な問題があった訳で あります。そこで事務局の説明 の中でこれに関連するところの 規則規定の改正を考えてお られると言う事を知った訳で ございします。そうしますと、これ を今審査して決定したにして



も関連する規則の改正がな  
ない限り無意味であるし筋が  
通かないと言った様な考え方で  
一応この議案につきまして、不  
本意ではありましたが本  
会議に返戻致しましてこの  
取扱い或いは今度の処置  
については、本会議でやってさ  
うと言った様な結論で一応  
返戻の形式をとりました。この様  
な結果になった訳であります。

12番 議案80号につきまして本会議に  
返戻する理由として充分に審  
査する時間かなかったと言う  
事は解る様な気がします。し  
かし前の本会議に於いて体育  
指導員の手当について市長に  
質問しましたところ最初82  
ドルとそれから82ドルプラスして  
82ドルにあがっております。そ  
の後170ドルと言う答弁が出て  
あります。そういう答弁が出てお  
るのに手当及び費用弁償に対  
するはつきりした額がないと言  
う風になつておられますが  
この点についてご説明致します。

総務 只今の質問では額がはつきり出

委員長 ているのに拘らずこの理由の中で額と言う事でございいますかこの理由の中で言うところの額と言うのは費用弁償の額であります。おっしゃる様に報酬的の手当、手当額は予算にあります様に60から計上されております。しかしながら何に基いて支給すべきかと言う事が問題でありますかお聞きしましたところ予算で措置してあるので予算の範囲内で現在まで支給してあったと言う事で今後これに対して当然理由にあります様に支給する根拠を設定すべきではないかと言う委員会の審査の中で指摘されそれに對して早急にやりたいと起案したいと言う様なご答弁でございしましたので、それがいわゆる関連規則と言う風にみておりました。その関連規則がたい限りこれをこれ以上審査を遅めても無意味だと言う様な考え方に立った訳であります。

議長 暫く休憩いたします。(11:28)

〃 再開致します。(11:28)

3番 動議であります。議案第80号の  
審査報告に対して既に議事  
は質問に入っております。この  
点におきまして報告の内容と  
そのほか時間その他の理由を  
あげて返戻すべきであると言  
う風になっておりますが、継続して  
委員会に審査をしてもらう為  
この時点において採択すべ  
きであるとの動議を提出致  
します。

(賛成と呼ぶ)

議長 只今3番議員からの動議が提  
出されました。継続して総務  
委員会に再付託したいと提案  
されております。所定の賛成  
者がありますので動議は成  
立致しております。

ク お諮り致します。本動議通  
り総務常任委員会に再付託  
する事に異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)



議長 此の案議は、いよいよせんので、議案  
第80号は、総務委員に付託致  
します。

〃 暫く休憩 いたします。(11:30)

〃 再開 いたします。(11:31)

〃 本案につきましては、閉会中に審  
議していただき、次定例会に  
報告していただきます様お願  
い致します。

〃 暫く休憩 いたします。(11:31)

〃 再開 いたします。(11:43)

〃 以上をもちまして、全日程が全  
部終了致しております。依って  
第51回宜野湾市議会臨時  
会を閉ずる事に致します。

閉会 (11:44)

上記会議録の記載は、書記が記載したものであるが、その内容  
の正確であることを証するためここに署名する。

1968年 〇月 〇日

五反野市農会会長 古坂 清次郎

書記署名 比 和 盛 米

書記署名 沖 対 春 〇